

判例評釈 「ポパイ事件」三題



福本国際特許事務所
弁理士 福本 将彦

数多くある「ポパイ事件」のうちの3題を拾ったものである。「ポパイ事件（その1）／（その2）」については平成19年5月28日に、「ポパイ事件（その3）」については同年7月2日に、私的な研究会にて発表したものであるが、未だ公表の意義あり、と思われたため、今回、その原稿を寄稿することとした。なお、判決文は「判例時報」に依拠している。

ポパイ事件（その1） （東京地裁S49.04.19判決 昭48(ワ)7060）

1. 事案の概要

原告は、「POPEYE」、「ポパイ」の文字とともに漫画の主人公ポパイを配した商標について、被服等を指定商品とする商標権（商標登録第536992号）を有している。

訴外オックス（株）は、ポパイの人物とともに「POPEYE」の文字を表した標章（乙標章）、およびポパイの人物とともに「ポパイ」の文字を表した標章（丙標章）が附されたアンダーシャツを製造し、被告は、同アンダーシャツを卸販売していた。

かかる被告の行為が、自己の商標権を侵害するものとして、原告が差止を求めた事案である。

2. 主要な争点

原告の商標権に関する事実以外には、争点は無い。

被告は、答弁書にて、請求原因への答弁として、『一、原告主張の本件商標に関する件は知らない。二、本件の如きわずらわしい事情がありとすれば、当方としては、これにかかわりたくないから、ことが判明するまでは、本件の商品を取り扱わない所存である。』と記載し、口答弁論期日には出頭していない（陳述擬制）。原告主張の請求原因事実に対する認否のうち、不知（否認と推定）は、本件商標権に関する事実のみであり、他の事実については沈黙（自白と推定）している。

ポパイ事件（その2）のように、(1)訴外オックス（株）は著作物の利用について著作権者の許諾を得ているのか否か、(2)乙、丙標章が、アンダーシャツの胸部中央に大きく附されていたのか否か、は何れも、判決文、別紙目録からは不明である。少なくとも、被告はこれらの点につき主張していない。

3. 裁判所の判断

(1) 裁判所は、『公文書であるから真正に成立したものと認められる甲第一号証（本件商標権登録原簿謄本）、第三号証（本件商標公報）によれば、原告が本件商標権を有することが認められ』るとして、原告が正当権利者であると認定している。

(2) 裁判所は、『被告が、乙、丙各標章を附したアンダーシャツを販売し、頒布していることは、同被告において明らかに争わないところであるから、被告は、右事実を自白したものと見做される。』として、被告の行為について原告の主張通り認定している。

(3) 裁判所はさらに、本来争いのない事実である、本件商標と、乙標章および丙標章とは、類似するの、について判断している。

裁判所は、乙標章と本件登録商標とについて、『両者は、いずれも「ポパイ」なる称呼において共通し、また、そこに描かれた人物は、ともにわが国においてもポパイ漫画として著名な漫画の人物ポパイを観念せしめる点において共通し、さらに、右のように著名なポパイを表示したものであるという点で全体の外観において類似するものといえることができるから、結局乙標章は、本件登録商標に類似するものといえることができる。』として、類似するものと判断している。

裁判所はさらに、本件登録商標と丙標章とについて、『両者とも、「POPEYE」「ポパイ」の文字と人物ポパイの表示がある点で同一であり、その人物も一見ポパイであることが明瞭に覚知される。そこで、結局丙標章は、前記乙標章について説明したと同様、本件登録商標と称呼、観念を共通にし、外観において類似するものといわなければならない。従つて、丙標章は、本件登録商標と類似する。』として、類似するものと判断している。

(4) 裁判所は、上記(1)～(3)の認定、判断に基づき、『被告において乙、丙各標章を使用するにつき、正当の権限を有する旨主張し立証しない本件では、乙、丙各標章を附したアンダーシャツを販売、頒布する行為は、商標法第三十七条第一号により原告の本件商標権を侵害するものと見做される。』として、侵害の成立を認めている。

4. 検 討

(1) 商標の類否については、『商標の類否は、対比される両商標が同一または類似の商品に使用された場合に、商品の出所につき誤認混同を生ずるおそれがあるか否かによつて決すべきであるが、それには、そのような商品に使用された商標がその外観、観念、称呼等によつて取引者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すべく、しかもその商品の取引の実情を明らかにしうるかぎり、その具体的な取引状況に基づいて判断するのを相当とする。』と判示した判例（最高裁S43.02.27判決 昭39（行ツ）110 いわゆる「氷山印事件」）があり、判断の規範となっている。

裁判所は、外観、観念、称呼のうち、外観については類似性を認め、観念、称呼について同一性を認め、その結果、両標章は類似するものと判断したものである。

被告の乙標章、丙標章の使用が、商標としての使用に該当するか、あるいは使用について、被告が正当な権限を有するか、等について、被告側から何らの抗弁もないことから、裁判所は、原告の正当権限、被告の行為、標章の類似性の認定・判断に基づいて、直ちに侵害を認めている。

(2) 標章の類否判断に関して、称呼、観念において共通する点については、異論はないものと思われる。しかし、外観において類似するとの判断については、乙、丙両標章ともに、やや無理があるように思われる。標章の類否について、被告側からの積極否認が一切無かったことが要因と思われる。ポパイ事件（その2）では、裁判所は、外観非類似と判断している。

(3) 本件は、被告側の実質的な主張がなく、いわゆる欠席裁判に近い審理を通じて、判決文が